

議 案

令和 8 年 1 月 26 日
第 1 回 水 戸 市 議 会
臨 時 会 追 加

市議会議案第3号 水戸市監査委員選任の同意を得ることについて

水戸市監査委員選任の同意を得ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、次の者を水戸市監査委員に選任したいので同意を得たい。

大 津 亮 一

令和8年1月26日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

1 地方自治法抜粋

第196条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 水戸市監査委員条例抜粋

（議員のうちから選任される監査委員の数）

第3条の2 法第196条第6項の規定により、議員のうちから選任される監査委員の数は、2人とする。